土木工事請負契約における
設計変更ガイドライン

水戸市マスコットキャラクター
「みとちゃん」

平成30年４月
（令和６年４月改訂）

水戸市

目　次（案）

Ⅰ　設計変更ガイドライン・・・・・・・・・・・・・P 3～P29
Ⅱ　設計変更事例・・・・・・・・・・・・・・・・・・P30～P47
Ⅲ　受発注者間のコミュニケーション・・・P48～P49
Ⅳ　参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P50～P71

Ⅰ　設計変更ガイドライン

１．設計変更ガイドライン策定の背景

（１）土木請負工事の特性
（２）発注者・受注者の留意事項
（３）設計変更の現状
（４）適切な設計変更の必要性
（５）ガイドライン策定の目的
（６）設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ

２．設計変更が不可能なケース

◆基本事項

３．設計変更が可能なケース

◆基本事項及び留意事項
（１）設計図書に誤謬又は脱漏がある場合（契約書第18条第１項第２号）
（２）設計図書の表示が明確でない場合（契約書第18条第１項第３号）
（３）設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合
（契約書第18条第１項第４号）
（４）工事中止の場合（契約書第20条）
（５）「設計図書の照査」の範囲を超えるもの
（６）受注者の請求による工期の延長（契約書第21条）
（７）発注者の請求による工期の短縮（契約書第22条）

４．設計変更手続きフロー

５．設計変更に関わる資料の作成

６．条件明示について

７．施工方法等の指定・任意の使い分け

８．違算防止のための留意事項

９．請負代金額が著しく増額する設計変更の留意事項

平成30年４月
（令和６年４月改訂）
水戸市

１．設計変更ガイドライン策定の背景

（１）土木請負工事の特性

○土木工事では，個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を，多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。

○当初積算時に予見できない事態，例えば土質・湧水等の変化に備え，その**前提条件を明示して設計変更の円滑化を工夫する必要がある。**

（２）発注者・受注者の留意事項

発注者は

設計書作成に当たって，
茨城県通知「施工条件明示について（通知）」
（平成14年４月18日付検第189号）
内の「明示項目及び明示事項（案）」を参考に条件明示を作成すること。

書面で！

受注者は

工事の着手に当たって設計図書を照査し，着手時点における疑義を明らかにするとともに，施工中に疑義が生じた場合には，**発注者と「協議」し進めることが重要**である。

工事に必要な関係機関との調整，住民合意，用地確保，法定手続などの進捗状況を踏まえ，現場の実態に即した施工条件（自然条件を含む。）の明示等により，適切に設計図書を作成し，積算内容との整合を図るよう努める。

（３）設計変更の現状

～次のような業界からの意見がみられる～

＜設計成果＞
　〇設計と現場があっていない。現場に即した設計としてほしい。

＜発注時の条件整備＞
　〇関係機関との協議が整ってから発注してほしい。

＜条件明示＞
　〇施工上影響がある条件については条件明示をしてほしい。
　〇施工条件を明示し，施工条件に変更が生じたら適切な設計変更をしてほしい。

＜照査の範囲外＞
　〇照査の範囲を超える設計変更の業務に対して対価を支払ってほしい。

＜設計変更＞
　〇設計変更に伴う増加費用として，一体性のある工事であれば，30%を超える増加費用の変更を認めてほしい。

＜一時中止＞
　〇工事中止時の増加費用を適切に見込んでほしい。

〇設計変更：契約変更の手続きの前に当該変更の内容をあらかじめ受注者に指示すること
〇契約変更：契約内容に変更の必要が生じた場合，当該受注者との間において，既に締結されている契約内容を変更すること

（４）適切な設計変更の必要性

改正品確法の基本理念に「請負契約の当事者が対等の立場における合意に基づいて公正な契約を適正な額の請負契約代金で締結」が示されているとともに，「設計図書に適切に施工条件を明示するとともに，必要があると認められたときは適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこと」が規定されている。

また，変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においても，**一体施工の必要性から分離発注できないもの**については，適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金又は工期の変更を行うこととする。この場合において，特に，指示等で実施が決定し，施工が進められているにも関わらず，変更見込金額が請負代金額の30%を超えたことのみをもって設計変更に応じない，もしくは，設計変更に伴って必要と認められる請負代金の額や工期の変更を行わないことはあってはならない。

（５）ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには，発注者と受注者がともに，設計変更が可能なケース・不可能なケース，手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある

（６）設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ

契約の一事項として扱うこととし，特記仕様書へその旨記載する。

詳細は，P51参照。

2. 設計変更が不可能なケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては，原則として設計変更できない。

1　設計図書に条件明示のない事項において，発注者と「協議」を行わず**受注者が独自に判断して施工を実施**した場合

2　発注者と「協議」をしているが，**協議の回答がない時点で施工を実施**した場合

3　**「承諾」で施工**した場合

4　建設工事請負契約書約款（以下「契約書」という。）・施工条件明示及び特記仕様書に定められている**所定の手続きを経ていない場合（契約書第18条から24条，土木工事共通仕様書１－１－１-15，１－１－１-16）**

5　**正式な書面によらない事項**(口頭のみの指示・協議等)の場合

※契約書第27条（臨機の措置）については別途考慮する。

承諾　：　受注者自らの都合により施工方法等について監督員に同意を得るもの
設計変更不可

協議　：　発注者と書面により対等な立場で合意して発注者の「指示」によるもの
設計変更可能

3. 設計変更が可能なケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては設計変更が可能である。

1　仮設（任意仮設を含む）において，条件明示の有無に係わらず**当初発注時点で予期しえなかった土質条件や地下水位等が現地で確認された場合。**（ただし，所定の手続きが必要。）

2　当初発注時点で想定している工事着手時期に，**受注者の責によらず，工事着手出来ない場合。**

3　**所定の手続き（「協議等」）を行い，発注者の「指示」**によるもの。
（「協議」の結果として，軽微なものは金額の変更を行わない場合もある。）

4　受注者が行うべき**「設計図書の照査」の範囲を超える作業**を実施する場合。

5　受注者の責によらない工期の延期・短縮を行う場合で協議により必要があると認められるとき。

【留意事項】

◆設計変更に当たっては下記の事項に留意し受注者へ指示する。

1　当初設計の考え方や設計条件を再確認して，設計変更「協議」に当たる。

2　当該事業(工事)での変更の必要性を明確にし，設計変更は契約書第19条に基づき書面で行う。
（規格の妥当性，変更対応の妥当性(別途発注ではないか)を明確にする。）

3　設計変更に伴う契約変更の手続きは，その必要が生じた都度，遅滞なく行う。

（１）設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続き

（契約書第18条第１項第２号）＜設計変更可能なケース＞

〇受注者は，信義則上，設計図書が誤っていると思われる点を発注者に確認すべきであり，発注者は，それが本当に誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。また，設計図書に脱漏がある場合には，受注者としては，自分で勝手に補って施工を続けるのではなく，発注者に確認して，脱漏部分を訂正してもらうべきである。

受注者

「契約書第18条（条件変更等）第１項第２号」に基づき，その旨を直ちに監督員に通知

発注者

発注者は第４項，第５項に基づき，必要に応じて設計図書の訂正・変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）

受注者及び発注者は，第23条，第24条に基づき，**「協議」により工期及び請負代金額を定める**

例　ア．条件明示する必要がある場合にも係わらず，土質に関する一切の条件明示がない場合
　　イ．条件明示する必要がある場合にも係わらず，地下水位に関する一切の条件明示がない場合
　　ウ．条件明示する必要がある場合にも係わらず，交通誘導整備員についての条件明示がない場合

（２）設計図書の表示が明確でない場合の手続き

（契約書第18条第１項第３号）＜設計変更可能なケース＞

〇設計図書の表示が明確でないとは，表示が不十分，不正確で実際の工事施工に当たってどのように施工してよいか判断がつかない場合などのことである。この場合においても，受注者が勝手に判断して，施工することは不適当である。

受注者

「契約書第18条（条件変更等）第１項第３号」に基づき，条件明示が不明確な旨を直ちに監督員に通知

発注者

発注者は第４項，第５項に基づき，必要に応じて設計図書の訂正・変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）

受注者及び発注者は，第23条，第24条に基づき，**「協議」により工期及び請負代金額を定める**

例　ア．土質柱状図は明示されているが，地下水位が不明確な場合
　　イ．水替工実施の記載はあるが，作業時もしくは常時排水などの運転条件等の明示がない場合

（３）設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合の手続き

（契約書第18条第１項第４号）＜設計変更可能なケース＞

〇自然的条件とは，例えば，掘削する地山の高さ，埋め立てるべき水面の深さ等の地表面の凹凸等の形状，地質，湧水の有無又は量，地下水の水位，立木等の除去すべき物の有無などである。
　人為的な施工条件の例としては，地下埋設物，地下工作物，土取（捨）場，工事用道路，通行道路，工事に関係する法令等が挙げられる。

受注者

「契約書第18条（条件変更等）第１項第４号」に基づき，設計図書の条件明示（当初積算の考え）と現地条件とが一致しないことを直ちに監督員に通知

発注者

発注者は第４項，第５項に基づき，必要に応じて設計図書の訂正・変更（当初積算の考え方に基づく条件明示）

受注者及び発注者は，第23条，第24条に基づき，**「協議」により工期及び請負代金額を定める**

例　ア．設計図書に明示された土質が現地条件と一致しない場合
　　イ．設計図書に明示された地下水位が現地条件と一致しない場合
　　ウ．設計図書に明示された交通誘導警備員の人数等が規制図と一致しない場合
　　エ．前頁の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で，現地条件と一致しない場合
　　オ．その他，新たな制約等が発生した場合

（４）工事中止の場合の手続き

（契約書第20条）　＜設計変更可能なケース＞

〇受注者の責に帰することができないものにより工事目的物等に損害を生じ，若しくは工事現場の状態が変動したため，受注者が工事を施工できないと認められる場合の手続き（「工事一時中止に係るガイドライン（案）」（国土交通省）参照）

受注者	発注者
地元調整や予期しない現場条件等のため，受注者が工事を施工することができない 受注者からの中止事案の確認請求も可。	「契約書第20条（工事の中止）第１項」により，発注者は工事の全部又は一部の施工を原則として**一時中止しなければならない。**
受注者は，土木工事共通仕様書１－１－１－14第３項に基づき，**基本計画書を作成し，発注者の承諾を得る。**	発注者より，**一時中止の指示**（契約上一時中止をかけることは発注者の義務）
不承諾の場合は，基本計画書を修正し，再度承諾を得る。	発注者は，現場管理上，**最低限必要な施設・人数等を吟味**し，基本計画書を承諾
基本計画書に基いた施工の実施	承諾した基本計画書に基づき，**施工監督及び設計変更を実施**

（次ページに続く）

（４）工事中止の場合の手続き

（契約書第20条）　＜設計変更可能なケース＞

（続き）

例

ア．設計図書に工事着工時期が定められた場合，その期日までに受注者の責によらず施工できない場合

イ．警察，河川・鉄道管理者等の管理者間協議が未了の場合

ウ．管理者間協議の結果，施工できない期間が設定された場合

エ．受注者の責によらない何らかのトラブル(地元調整等)が生じた場合

オ．設計図書に定められた期日までに詳細設計が未了のため，施工できない場合

カ．予見できない事態が発生した（地中障害物の発見等）場合

キ．工事用地の確保が出来ない等のため，工事を施工できない場合

ク．設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため施工を続けることが困難な場合

ケ．埋蔵文化財の発掘又は調査，その他の事由により工事を施工できない場合

（５）「設計図書の照査」の範囲を超えるもの

＜設計変更可能なケース＞

1. 現地測量の結果，縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
2. 施工の段階で判明した推定岩盤線の変更に伴う横断図の再作成が必要となるもの。ただし，当初横断図の推定岩盤線の変更は「設計図書の照査」に含まれる。

図面等の再作成が必要となるものは「設計図書の照査」の範囲をこえるよ！

3. 現地測量の結果，排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
4. 構造物の位置や計画高さ，延長が変更となり構造計算の再計算が必要となるもの。
5. 構造物の載荷高さが変更となり，構造計算の再計算が必要となるもの。

構造計算の再計算が必要となるものも「設計図書の照査」の範囲をこえるよ！

6. 現地測量の結果，構造物のタイプが変更となるもの。（標準設計で修正可能なものであっても照査の範囲を超えるものとして扱う）。

（次ページに続く）

（５）「設計図書の照査」の範囲を超えるもの
＜設計変更可能なケース＞

（続き）
7．構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
8．基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
9．土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構計図面作成。

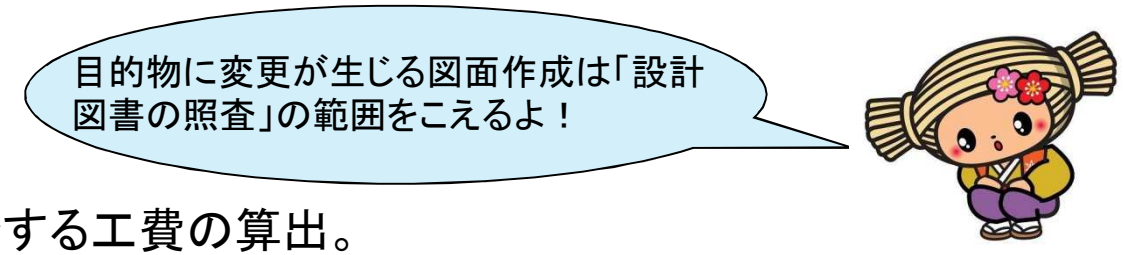

10．設計根拠まで遡る見直し，必要とする工費の算出。
11．舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書において縦横断面図が示されており，その修正を行う場合とする。なお，設計図書で縦横断図が示されておらず土木工事共通仕様書「８－12－４－３路面切削工」，「８－12－４－５切削オーバーレイエ」，「８－12－４－６オーバーレイエ」等に該当し縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる）。

（注）なお，適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については，受注者の費用負担によるものとする。

（６）受注者の請求による工期の延長

（契約書第21条）　＜設計変更可能なケース＞

〇受注者は，天候の不良，関連工事の調整協力，その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができない場合は，発注者へその理由を明示した書面により，工期延長の変更を請求することができる。

受注者

「契約書第21条（受注者の請求による工期の延長）第１項」に基づき，その理由を明示した書面により監督員に通知

協議

発注者

発注者は第２項に基づき，必要があると認められるときは，工期を延長しなければならない。請負代金についても必要と認められるときは変更を行う。

受注者及び発注者は第23条，第24条に基づき，**「協議」により工期及び請負代金額を定める**

例　ア．天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき，工期の延長が生じた場合
　　イ．設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり，工期の延長が生じた場合
　　ウ．その他受注者の責めに帰することができない事由により工期の延長が生じた場合

（７）発注者の請求による工期の短縮

（契約書第22条）　＜設計変更可能なケース＞

〇発注者は，特別の理由により工期を短縮する必要があるときは，工期の短縮変更を受注者に書面にて請求することができる。

受注者

受注者は発注者からの請求に基づき，工期短縮を図るための施工計画を発注者に提出し，承諾を得る。

協議

発注者

発注者は，「契約書第22条（発注者の請求による工期の短縮等）第１項」に基づき，特別の理由により工期を短縮する必要があるときは，工期の短縮変更を書面により受注者に請求。

受注者及び発注者は第23条，第24条に基づき，**「協議」により工期及び請負代金額を定める**

例　ア．工事一時中止にともない工期延長が予想され，工期短縮が必要な場合
　　イ．関連工事等の影響により，工期短縮が必要な場合
　　ウ．その他の事由（地元調整，関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合

４．設計変更手続きフロー

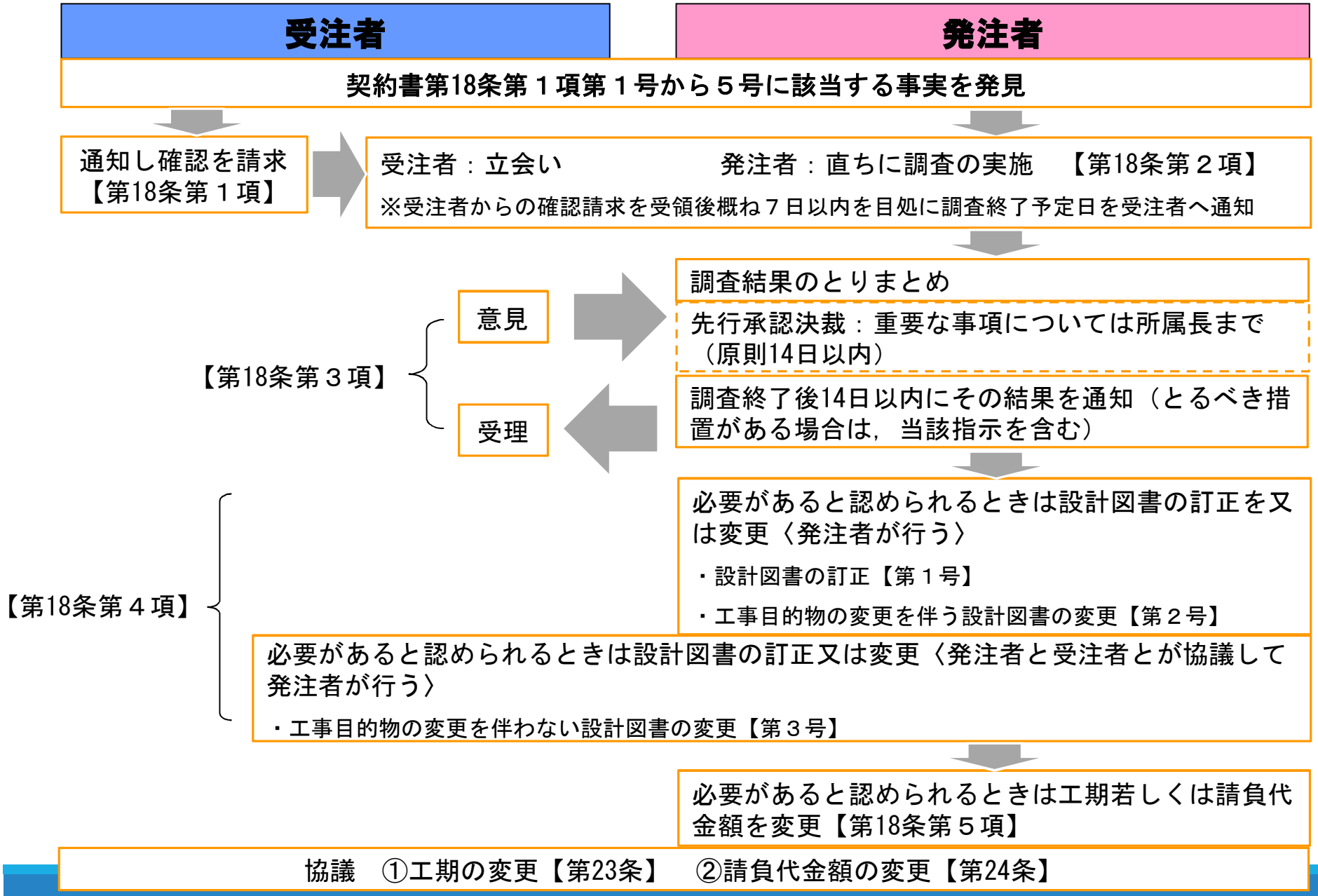

５．設計変更に関わる資料の作成

設計変更に関わる資料の作成についての具体的対応方法

１）設計照査に必要な資料作成

受注者は，当初設計等に対して，契約書第18条第１項に該当する事実が発見された場合，監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し，確認を求めなければならない。なお，これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

＜契約書第18条第１項＞

受注者

発注者

第18条第１項に該当する事実を発見

現地と設計内容の違いについて，
確認できる資料を書面で提出します。

資料を確認しました。
この資料の作成費用は設計変更の対象としません。

２）設計変更に必要な資料作成

契約書第18条第１項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については，契約書第18条第４項に基づき発注者が行うものであるが，受注者に行わせる場合は，以下の手続きによるものとする。

① 設計照査に基づき設計変更が必要な内容については，受発注者間で確認する。
② 設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し，合意を図った後，発注者が具体的な指示を行うものとする。
③ 発注者は，書面による指示に基づき受注者が設計変更に関わり作成した資料を確認する。
④ 書面による指示に基づいた設計変更に関わる資料の作成業務については，内容を協議のうえ契約変更の対象とすることができる。

＜契約書第18条第４項＞

受注者　　**発注者**

設計図書の訂正又は変更は発注者が行います。

～　設計変更するために必要な資料の作成を依頼するときは　～

設計変更が必要な内容について，受発注者間で確認
必要な資料の作成ついて協議し，発注者が受注者に具体的な作業を指示

設計変更に関わる資料を作成したので提出します。

資料を確認しました。
内容を確認のうえ
設計変更の対象を判断します。

６．条件明示について

施工条件は，契約条件となるものであることから，設計図書の中で明示するものとする。また，明示された条件に変更が生じた場合は，契約図書の関連する条項に基づき，適切に対応するものとする。

なお，条件明示等に不足が生じないよう，「土木工事条件明示の手引き（案）」を参考資料として活用するなど記載漏れがないようチェックすること。（「条件明示について」平成14年４月18検第189号通知を参照。P64）

明示項目	明示事項
工程関係	１．他の工事の開始又は完了の時期により，当該工事の施工時期，全体工事等に影響がある場合は，影響箇所及び他の工事の内容，開始又は完了の時期。 ２．施工時期，施工時間及び施工方法が制限される場合は，制限される施工内容，施工時期，施工時間及び施工方法。 ３．当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は，制約を受ける内容及びその協議内容，成立見込み時期。 ４．関係機関，自治体等との協議の結果，特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は，その項目及び影響範囲。 ５．余裕工期を設定して発注する工事については，工事の着手時期。 ６．工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は，その項目及び調査期間。又，地下埋設物等の移設が予定されている場合は，その移設期間。 ７．設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数。
用地関係	１．工事用地等に未処理部分がある場合は，その場所，範囲及び処理の見込み時期。 ２．工事用地等の使用終了後における復旧内容。 ３．工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合，その場所，範囲，時期，期間，使用条件，復旧方法等。 ４．施工者に，消波ブロック，桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は，その場所，範囲，時期，期間，使用条件，復旧方法等。

（次ページに続く）

（続き）

明示項目	明示事項
公害関係	１．工事に伴う公害防止（騒音，振動，粉塵，排出ガス等）のため，施工方法，建設機械・設備，作業時間等を指定する必要がある場合は，その内容。 ２．水替・流入防止施設が必要な場合は，その内容，期間。 ３．濁水，湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は，その内容（処理施設，処理条件等）。 ４．工事の施工に伴って発生する騒音，振動，地盤沈下，地下水の枯渇等，電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は，事前・事後調査の区分とその調査時期，未然に防止するために必要な調査方法，範囲等。
安全対策関係	１．交通安全施設等を指定する場合は，その内容，期間。 ２．鉄道，ガス，電気，電話，水道等の施設と近接する工事での施工方法，作業時間等に制限がある場合は，その内容。 ３．落石，雪崩，土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は，その内容。 ４．交通誘導警備員，警戒船及び発破作業等の保全設備，保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は，その内容。 ５．有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として，換気設備等が必要な場合は，その内容。
工事用道路関係	１．一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路，使用期間，使用時間帯等に制限がある場合は，その経路，期間，時間帯等。 (2) 搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は，その処置内容。 ２．仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は，その内容，期間。 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去）。 (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は，その内容。
仮設備関係	１．仮土留，仮橋，足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は，その内容，期間，条件等。 ２．仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は，その構造及びその施工方法。 ３．仮設備の設計条件を指定する場合は，その内容。
建設副産物関係	１．建設発生土が発生する場合は，残土の受入場所及び仮置き場所までの距離，時間等の処分及び保管条件。 ２．建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は，その内容。 ３．建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は，その処理方法，処理場等の処理条件。なお，再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は，その受入場所，距離，時間等の処分条件。

（次ページに続く）

（続き）

明示項目	明示事項
工事支障物件等	１．地上，地下等の占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は，支障物件名，管理者，位置，移設時期，工事方法，防護等。 ２．地上，地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は，その工事内容及び期間等。
薬液注入関係	１．薬液注入を行う場合は，設計条件，工法区分，材料種類，施工範囲，削孔数量，削孔延長及び注入量，注入圧等。 ２．周辺環境への調査が必要な場合は，その内容。
その他	１．工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は，その保管及び仮置き場所，期間，保管方法等。 ２．工事現場発生品がある場合は，その品名，数量，現場内での再使用の有無，引き渡し場所等。 ３．支給材料及び貸与品がある場合は，その品名，数量，品質，規格又は性能，引渡場所，引渡期間等。 ４．関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容。 ５．架設工法を指定する場合は，その施工方法及び施工条件。 ６．工事用電力等を指定する場合は，その内容。 ７．新技術・新工法・特許工法を指定する場合は，その内容。 ８．部分使用を行う必要がある場合は，その箇所及び使用時期。 ９．給水の必要のある場合は，取水箇所・方法等。

７．施工方法等の指定・任意の使い分け

【基本事項】

施工方法等の指定・任意については，契約書第１条第３項に定められているとおり，適切に扱う必要がある。

１．任意については，**その仮設，施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。**
２．任意については，その仮設，施工方法に変更があっても**原則として設計変更の対象としない。**
３．ただし，指定・任意ともに**当初積算時の想定と現地条件が異なることによる変更は行う。**

【留意事項】

◆施工方法等の指定・任意の使い分けにおいては下記の事項に留意する。

１．仮設，施工方法等には指定と任意があり，発注においては，**指定と任意の部分を明確にする**必要がある。

２．発注者（監督者）は，**任意の趣旨を踏まえ，適切な対応**をするように注意が必要。
※任意における下記のような対応は不適切
・〇〇工法で積算しているので，「〇〇工法以外での施工は不可」との対応。
・標準歩掛ではバックホウで施工となっているので，「クラムシェルでの施工は不可」との対応。
・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に，「積算上の工法で施工」するよう対応。

ただし，任意であっても，当初積算時の条件と現地条件に変更がある場合は，設計変更を行う。

◎ 発注者の指定事項以外は受注者の裁量の範囲

■自主施工の原則

契約書第１条第３項により，設計図書に指定されていなければ，工事実施の手段，仮設物等は受注者の裁量の範囲

> 契約書第１条第３項
> 仮設，施工方法その他の工事目的物を完成するために必要な一切の手段（第８条において「施工方法等」という。）については，この契約及び設計図書に特別の定めがある場合を除き，受注者がその責任において定める。

【指定と任意の考え方】

	指　定	任　意
設計図書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的には指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意 （施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合の設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない。
条件明示の変更に対応した設計変更	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする。
その他	＜指定仮設とすべき事項＞ ・河川堤防と同等の機能を有する仮締切のある場合 ・仮設構造物を一般交通に供する場合 ・関係官公署との協議により制約条件のある場合 ・特許工法又は特殊工法を採用する場合 ・その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ・他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設	

8. 違算防止のための留意事項

組織としてのチェック機能の欠如が違算を産む原因となっているため，チェック体制を整え，継続的に違算防止に取り組む必要がある。

～積算チェックの心構え～

◆ **積算システム（茨城県土木設計積算システム）は入力ミスをしていてもデータは出てくる（入力後に必ず確認が必要です）**

○ 単価や数量の入力ミスがあってもデータは出てくる。
○ 決裁前にもう一度入力チェックを。

◆ **入力単位は積算基準のとおりに（間違えやすい事例を紹介）**

○ 単位の取り違えによるもの。
- 舗装の厚さの入力はmm単位。cm単位ではない。
- 基礎砕石工，基礎栗石工の厚さはｍ単位。cm単位ではない。
- 基礎栗石工の施工単位は㎡。栗石のボリュームm3と間違わないように。
- 均しコンクリートの施工単位は㎡。コンクリートのボリュームm3と間違わないように。
- 舗装版破砕工の施工単位は㎡。破砕ボリュームm3と間違わないように。
- コンクリート基礎の施工単位はｍ。コンクリートのボリュームm3と間違わないように。
- 区画線設置はｍ当たり単価。区画線消去は消去面積を幅15cm換算したｍ当たり単価。
- 仮設材賃料について，鋼矢板・Ｈ鋼は日（ｔ）当たり賃料，覆工板は月（㎡）当たり賃料。

（次ページに続く）

8. 違算防止のための留意事項

（続き）

○ 基準書の適用の取り違えによるもの。

・ コンクリート工における構造物の分類によって単価が変わる。
⇒無筋構造物（比較的単純な鉄筋を有する構造物等）と小型構造物（標識基礎等）等使い分けが必要。

・ コンクリート工における日打設量や構造物の高さによってコンクリートの打設方法が変わる。⇒小型構造物の場合，打設高が±1.0m以内であれば人力打設。

・ 夜間施工は割増率が必要。

・ 土量の配分計画を立てる場合は，土量変化率を用いて計算すること。

・ 工場製作工の工場管理費の対象額を間違わないように。
⇒材料費は対象にならない。必ず積算基準書等で適用を確認する。

・ 市場単価は製品単価から施工単価まで含んだ価格になっている。
⇒これに施工手間をみたら二重計上。必ず積算基準書等で適用を確認する！

○ その他間違えやすいもの。

・ 単純な入力ミスがないように。⇒そのまま金額に反映されてしまいます。

・ 積算過程で入力したダミー単価を，正式な単価へ修正入力し忘れないように。

・ 材料単価の設定根拠を確認しているか。

・ 現地の出来高と設計数量が異ならないように。（単位等の確認）

（次ページに続く）

（続き）

◆ **組織の各段階でチェックを**

○ 自分自身で積算チェックは行っていたが，思いこみからミスを見抜けなかった事例もある。

⇒ 複数の目（担当者同士または上司）でチェックすることが必要。

○ 積算委託した成果について内容確認を怠らないこと！

○ 客観的な視点で確認する。

◆ **常識的な単価かどうか，マクロ的にチェックする癖を**

○ 原単価表などを参考にチェックする。

◆ **同じ内容の設計書を作るときは，最初の設計書は特に注意を**

○ 最初が間違えると，続く多くの設計書も間違える可能性が高い。

⇒ 同じ内容の工事の設計書でも，違う角度からチェックして利用する。

◆ **単位当たりの金額が小さくても，数量の大きいものは特に注意を**

○ チリも積もれば山となる。

９．請負代金額が著しく増額する設計変更の留意事項

変更見込金額が請負代金額の30%を超える場合においても，**一体施工の必要性から分離発注できないものについては，適切に設計図書の変更**及びこれに伴い必要となる請負代金の変更を行うこととしているが，**請負代金額が著しく増額する設計変更については，工期末に行われる軽微な設計変更と以下のとおり取り扱いが異なるため留意**する。なお，設計変更に伴う**契約変更の手続きは，その必要が生じた都度，遅滞なく行う**。

＜契約書＞

第35条第５項（前金払及び中間前金払）

受注者は，請負代金額が著しく増額された場合においては，その増額後の請負代金額に第１項の規定による割合で計算した額（第２項の規定により中間前払金の支払を受けているときは同項の規定による割合で計算した額を加算した額）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては，第３項の規定を準用する。

第36条第１項（保証契約の変更）

受注者は，前条第５項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には，あらかじめ，保証契約を変更し，変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

【一部変更契約に係る契約保証の変更について】

保証の種類	工期延長	**当初契約の3割を超える増額変更**	3割未満の増額変更・減額変更・工期の短縮
現金	×	○	×
銀行等の保証	○	○	×
前払金保証事業を行う保証事業会社の保証	×	○	×
公共工事履行保証証券	○	○	×
履行保証保険契約に係る証券	×	○	×
利付国債	×	○	×

※契約保証対象工事で，上表の項目内「○」に該当する場合は，保証変更の手続きが必要

Ⅱ　設計変更事例

◆事例の分類

1　工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

2　工事目的物の追加

3　施工数量の増減

4　施工方法等（施工場所，施工時期，工法）の変更

5　工事の中止，工事着手時期の変更，工期の変更

※引用文献：「公共土木工事　設計変更事例集」　山海堂

※参考文献　よくわかる公共土木工事の設計変更－基礎と事例－山海堂

１－１　工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

変更事例

用地取得を前提として工事契約した一部分について用地交渉が不調となったため，その区間では設計通りの構造で施工が不可能なことから，用地取得範囲内ですりつけ構造として変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・工事用地に関する施工条件として用地取得時期を明示

・予定どおり処理出来ない場合は，監督員と協議する。

と示されていた。

・一部分について用地交渉が不調。

変更設計

・用地取得範囲内ですりつけるよう暫定構造とする。

・変更した設計図書に基づき設計変更を行う。

【契約書第19条（設計図書の変更）】

Point

契約書第19条（設計図書の変更）では発注者は必要があると認める時は自らの意志で設計図書を変更できるとされており，工事目的物の変更を受注者に通知し，工期又は請負代金の変更を行う。

１－２　工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

変更事例

当初想定していた支持地盤が試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明したので，基礎工の構造を変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・設計図書には土質柱状図及び支持地盤となる岩盤線が示されていた。

・試験杭の施工やボーリング調査結果から強度不足が判明。

変更設計

・試験杭の施工結果より工事一時中止を指示する。
・ボーリング調査を追加
・土質変更に伴う基礎杭長，基礎杭径等の変更について設計図書に明示する。
・一時中止の増加費用，ボーリング調査費用及び変更設計図書に基づく基礎構造の費用計上する。

Point

岩盤線推定のためのボーリングはジャストポイントで行われているとは限らないので試験杭で確認することは有効。

１－３　工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

変更事例

土質条件が現場と設計で一致せず，薬液注入率を変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当該箇所の土質条件は，設計図書に「土質柱状図」及び「薬液注入工法」が示されていた。

・土質条件が現場と設計で一致しなかった。

土質条件が設計と異なっているので，薬液注入率を見直さなければ。

変更設計

・土質条件の変更を設計図書に明示する。

・変更後の薬液注入率で費用を計上する。

Point

設計図書の変更内容は施工条件である「土質柱状図の変更」であり，これに伴う薬液注入率の変更は設計図書の変更ではなく，単に積算の変更となる。（※）この場合，薬液注入率の変更を明確に伝える必要がある。

※通常，注入量，注入率等については，特記仕様書で「条件明示」している。

１－４　工事目的物の形状・寸法や仕様の変更

変更事例

路盤材等の材料をコンクリート再生砕石で設計計上したが，工事現場から40kmの範囲内の再資源化施設（指定工場）から必要量を確保できないため新材砕石に変更した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・設計図書にはコンクリート再生砕石の使用と示されていた。

・工事現場から40kmの範囲内の再資源化施設（指定工場）に供給できる再生砕石が無かった。

変更設計

・使用する材料を新材砕石に変更する。

・新材砕石の単価を計上する。

Point

受注者に工事現場から40kmの範囲内において，再生砕石工場（再資源化施設）から再生砕石が出荷可能か確認するように促す。受注者は対象工場における再生砕石の出荷可能数量を調査して監督員に報告し，変更について協議すること。

２－１　工事目的物の追加

変更事例

埋設管が工事の支障となるため，既設管を一部撤去し，埋設管の切り回し工事を追加した

設計での仕様・施工条件

当初設計

・既設管は，設計図書には示されておらず，「その対処方法については監督員が別途指示する。」と示されていた。

・埋設管が工事の支障となる。

ここに埋設管がある！

変更設計

・既設埋設管を一部撤去し，新規に切り回しする埋設管の位置，規格，数量等を設計図書に明示する。

・既設埋設管の一部撤去費用と新規切り回し埋設管の敷設費用を計上する。

Point

工事に影響する可能性が大きいため，特記仕様書又は図面において「存在」を記すとともに，設計変更の対象とする可能性を示唆しておき，施工過程での調査内容については速やかに監督員に通知し，変更について協議すること。【契約書第18条（条件変更等）】

３－１　施工数量の増減

変更事例

一部用地において所有者との交渉が難航して，契約工期内に工事が完成出来ない見通しとなり，当該施工箇所の一部工事を取りやめた。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・工事用地に関する施工条件として用地取得時期が明示されていた。また，「予定どおり処理出来ない場合は，監督員と協議する。」と示されていた。

・一部用地において所有者との交渉が難航。

変更設計

・工事の一時中止を指示し，工期延長を行う。

・用地未取得箇所の工事数量を減じ積算すると共に工事一時中止に伴う増加費用を計上する。

Point

やむを得ず工事を一部一時中止しなければならない場合は，数量増減に伴う設計図書の変更を行う。【契約書第19条（設計図書の変更）】

３－２　施工数量の増減

変更事例

工事施工箇所に家屋移転補償済みの家屋があるが，当初想定していた時期より移転が遅れたため当該施工箇所の一部工事を取りやめた。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・用地未取得地の範囲，確保見込み時期が設計図書に示されていなかった。

・当初想定した移転時期より遅れた。

変更設計

・工事の一部中止を指示すると共に設計図書の変更を行う。

・変更した設計図書に基づき設計変更を行う。

【契約書第19条（設計図書の変更）】

Point

用地の確保時期は施工計画に影響を与えるため，移転未了の見込み時期等も明示しておく必要がある。

４－１　施工方法等の変更

変更事例

排水基準を満足する水質で排水したところ，渇水のために水質汚濁が危惧されたため，濁水処理設備を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当初設計図書には水質汚濁に関する特別な事項は示されていなかった。

・渇水のために水質汚濁が危惧された。

変更設計

・水質管理に伴う処理剤及び濁水処理設備の機能，稼働時間について明示する。

・変更積算は濁水処理設備等について計上する。

Point

本来ならば，濁水処理設備の必要性の有無も含めて受注者が自主的に施工する範囲であるが，渇水という状況下においてその必要性が検討されたもの。

４－２　施工方法等の変更

変更事例

地元要望により，振動発生の懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあり，工法変更をした。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・仮締め切りの施工については，打ち込みを高周波バイブロハンマ，引き抜きを電動式バイブロハンマ方式により施工方法を指定している。また，「現地の状況によりがたい場合は，監督員と協議する。」と示されていた。

・地元要望により，振動発生の懸念があるとして発注者に工法変更の申し入れがあった。

変更設計

・受注者と協議のうえ，鋼矢板の打ち込み，引き抜き工法を変更する。

・特記仕様書に工法変更を明示する。

Point

契約時点では，最も合理的な工法として指定したものであるが，地元から要望を寄せられた時点で，発注者は苦情内容を調査し，「周辺住民に振動による悪影響を及ぼさない施工方法を採用すること。」という施工の制約を変更特記仕様書に示し，設計変更の対象とする必要がある。

４－３　施工方法等の変更

変更事例

工事用道路の振動抑制対策について地元要望があり，調査の結果，砕石による補修だけでは解決しないため敷鉄板の敷設を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・工事用道路に関しては「既設のものを使用」することとしており，補修に関しては補修材の材質，数量の明示がされていた。

・工事用道路の振動抑制対策について地元要望があった。

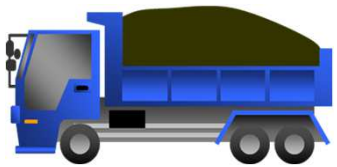

変更設計

・工事用道路の整備について補修材料及び敷鉄板の敷設数量を明示する。

・敷鉄板の敷設費用及び損料を計上する。

Point

施工手段や仮設は本来任意であるが，重要な仮設物や特別に地元と約束がある場合などの仮設については指定仮設として設計図書に示す事になる。この場合，地元要望に基づき施工条件の変更となったため設計変更の対象とする。

４－４　施工方法等の変更

変更事例

現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。これにより，昼間とは別に夜間作業に伴う交通誘導員の配置が必要となった。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・「全作業は昼間作業」という施工時間帯が施工条件として示されている。また，車両出入り口の箇所数と交通誘導員の人数が示されていた。

・現道切り回し作業を夜間とすることを警察協議により条件に付された。

変更設計

・以下の３点について設計図書に条件明示する。
①夜間作業の区分
②交通誘導員の夜間作業時間帯及び員数
③夜間作業の変更に伴う工期の延長
・夜間作業に伴う積算の変更と交通誘導員の費用を計上する。

Point

当初の特記仕様書では作業が昼間を前提としており，交通誘導員の配置も昼間のみであった。しかし，警察協議により夜間作業に条件変更となったため設計変更の対象とする。

４－５　施工方法等の変更

変更事例

当初見込んだ道路使用が許可されず，クレーン及び仮設プラントの設置用に仮桟橋を設けることとした。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当初の特記仕様書では仮設備の設置方法についての指定が示されており，設置箇所は車道の１車線規制が可能である旨の施工条件が示されていた。

・当初見込んだ道路使用が許可されなかった。

変更設計

・施工ヤードとして仮桟橋工を設計図書に明示し，変更設計図書に従い仮桟橋工を計上する。

Point

道路使用が許可されず施工ヤードを変更せざるを得なかった。条件明示に先だって，道路使用が可能であるか事前の調査・検討が必要であった。

４－６　施工方法等の変更

変更事例

当初設計では，掘削にあたり水替えポンプを想定していたが，予想以上に湧水が多く，ウェルポイント工法を追加した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当初設計図書には水替ポンプの規模と数量が示されていた。また，「Φ〇〇×台数を想定しているが，これによりがたい場合は，監督員と協議する。」と示されてた。

・予想以上に湧水が多く，ウェルポイント工法を追加した。

変更設計

・ウェルポイントの追加に伴って水替工のポンプ台数を減じて積算する。
・ウェルポイント工法の費用を計上する。

Point

一般に工事の施工条件は，たとえ常識的な範囲であっても，具体的な数値等を設計図書に明示しておくことが望ましい。

５－１　工事の中止，工事着手時期の変更，工期の変更

変更事例

地元関係者より商売への影響があるとして工事計画の再検討について要望が出されたため地元合意が成立するまで工事一時中止を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当初，特記仕様書には「施工計画を作成し監督員と協議する。」と示されていた。

・地元関係者より商売への影響があるとして工事計画の再検討について要望が出された。

変更設計

・速やかに工事の「工事一時中止」の指示を行い，施工計画書の変更を行う。
・工事一時中止に伴う増加費用を計上する。

【契約書第20条（工事の中止）】

Point

地元からの計画見直しの要望により，発注者が工事の中止を認めたものであり，工事の全部又は一部の施工を中止させることが出来る。このとき一時中止に伴う増加費用について受注者と協議して費用を見込まなければならない。

５－２　工事の中止，工事着手時期の変更，工期の変更

変更事例

用地借地交渉に不測の日数を要したため一時中止し，工期延期を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・工事用地等に関する施工条件として借地条件等が明示されていた。また，「予定どおり処理出来ない場合は，監督員と協議する。」と示されていた。

・用地借地交渉に不測の日数を要した。

変更設計

・工事の一時中止を指示し，工期延長を行う。変更費用については工事一時中止に伴う増加費用を計上する。

【契約書第20条（工事の中止）】

Point

発注者は，施工条件として借地条件等がある場合は，条件を明らかにすると共に事実上施工が不可能な時は，時機を逸せず工事の一時中止を速やかに指示する必要がある。（ただし工事に直接関係する借地に限る。）

５－３　工事の中止，工事着手時期の変更，工期の変更

変更事例

予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず，その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了出来ないため，工期延長を行った。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・当初設計では現況河川の平水位が示されていた。

・予期せぬ河川の増水により護岸基礎の施工ができず，その後の法覆工施工を含めると当初工期内で完了出来なくなった。

変更設計

・受注者から河川の増水により基礎工の施工が不可能である旨を明示する。（工事期間中の水位観測，天気調査結果，写真，工程表）
・工期の延長

【契約書第21条（受注者の請求による工期の延長），第23条（工期の変更方法）】

Point

河川の増水が予期できないものか否かの判断がポイント。例年とは異なる水位の状況であり，施工出来ない水位であることを示さなければならない。

５－４　工期短縮に伴う変更

変更事例

工事一時中止により２か月の工期延期になるところ，供用日が決まっているため，工期延期を１か月とし，１か月間の工期短縮するための施工を指示した。

設計での仕様・施工条件

当初設計

・設計工程：〇か月

・工事一時中止が発生し，工期延期になるところ，供用日が決まっているため，１か月工期短縮する施工方法を計画し，実施することになった

変更設計

・受発注者間で１か月工期短縮する方策について確認し，合意した内容に基づき，必要な費用を追加する。

・例　プレキャスト導入

【契約書第22条（発注者の請求による工期の短縮等），第23条（工期の変更方法）】

Point

工事数量に変動はないが，工程短縮するために工法を変更する必要がある場合，その必要性を確認の上，費用を見込まなければならない。

Ⅲ　受発注者間のコミュニケーション

ワンデーレスポンス

受発注者間のコミュニケーションは出来形，品質の確保を図るうえで大変重要なことですが，工事発注後の様々な課題を受発注者が一丸となって円滑かつ迅速に解決するため，受注者からの質問等に対して，迅速な対応を実施し，受注者の手持ち時間を解消する「ワンデーレスポンス」に取り組んでいます。

ワンデーレスポンス

協議・承諾・確認等

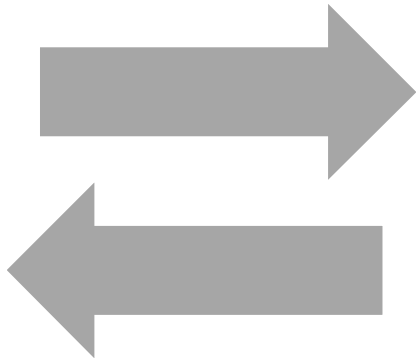

発注者　　**受注者**

「ワンデーレスポンス」

適切な工程管理が可能となり現場の生産性が向上

■全ての工事が対象
※ワンデーレスポンス実施要領（平成25年7月1日）

Ⅳ　参考資料

１　設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ

２　工事請負契約書

◆工事用地の確保等（契約書第16条）
◆条件変更等(契約書第18条)
◆設計図書の変更（契約書第19条）
◆工事の中止(契約書第20条)
◆受注者の請求による工期の延長（契約書第21条）
◆発注者の請求による工期の短縮等（契約書第22条）
◆工期の変更方法（契約書第23条）
◆前金払及び中間前金払（契約書第35条）
◆保証契約の変更（契約書第36条）
◆受注者の催告によらない解除権（契約書第48条）

３　設計変更に関する通達・通知等

◆「設計変更の取扱いについて」（茨城県通知　平成11年11月11日）
◆「公共工事の発注における工事安全対策要綱」（茨城県通知　平成４年７月20日）
◆「施工条件明示の明示について（通知）」（茨城県通知　平成14年４月18日）

1　設計変更ガイドラインの契約図書への位置づけ

運用の徹底を図るため特記仕様書に記載し，契約の一事項として扱うこととした。

変更基準の明確化

⇒

「設計変更ガイドライン」の運用徹底

（特記仕様書に明記（義務化））

土木工事特記仕様書

必ず明示する！

〇〇条

　設計変更等については，契約書第18条から第24条及び土木工事共通仕様書共通編１－１－１－15から１－１－１－16に記載しているところであるが，その具体的な考え方や手続きについては，「工事請負契約における設計変更ガイドライン　平成30年４月」（水戸市）によることとする。

２　工事請負契約書

第16条（工事用地の確保等）

１　発注者は，工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは，その定められた日）までに確保しなければならない。

２　受注者は，確保された工事用地等を善良な管理者の注意義務をもって管理しなければならない。

３　工事の完成，設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において，当該工事用地等に受注者が所有し又は管理する工事材料，建設機械器具，仮設物その他の物件（下請負人の所有し又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは，受注者は，当該物件を撤去するとともに，当該工事用地等を修復し，及び取り片付けて発注者に明け渡さなければならない。

４　前項の場合において，受注者が正当な理由なく，相当の期間内に当該物件を撤去せず，又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは，発注者は，受注者に代わって当該物件を処分し，工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において，受注者は，発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず，また，発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

５　第３項に規定する受注者のとるべき措置の期限，方法等については，発注者が受注者の意見を聴いて定める。

第18条（条件変更等）

１　受注者は，工事の施工に当たり，次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは，その旨を直ちに監督員に通知し，その確認を請求しなければならない。
(1) 図面，仕様書の内容が一致しないこと（これらの優先順位が定めている場合を除く。）。
(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
(3) 設計図書の表示が明確でないこと。
(4) 工事現場の形状，地質，湧水等の状態，施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
２　監督員は，前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは，受注者の立会いの上，直ちに調査を行わなければならない。ただし，受注者が立会いに応じない場合には，受注者の立会いを得ずに行うことができる。
３　発注者は，受注者の意見を聴いて，前項の規定による調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは，当該指示を含む。）をとりまとめ，当該調査の終了後14日以内に，その結果を受注者に通知しなければならない。 ただし，その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは，あらかじめ受注者の意見を聴いた上，当該期間を延長することができる。
４　前項の調査の結果において第１項の事実が確認された場合において，必要があると認められるときは，次の各号に掲げるところにより，設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
(1) 第１項第１号から第３号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの
発注者が行う。
(2) 第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
発注者が行う。
(3) 第１項第４号又は第５号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
５　前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において，発注者は，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第19条（設計図書の変更）

発注者は，必要があると認めるときは，設計図書の変更内容を受注者に通知して，設計図書を変更することができる。この場合において，発注者は，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第20条（工事の中止）

１　工事用地等の確保ができない等のため又は暴風，豪雨，洪水，高潮，地震，地すべり，落盤，火災，騒乱，暴動その他の自然的又は人為的な事象（第30条において「天災等」という。）であって受注者の責に帰すことがないものにより工事目的物等に損害を生じ，若しくは工事現場の状態が変動したため，受注者が工事を施工できないと認められるときは，発注者は，工事の中止内容を直ちに受注者に通知して，工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

２　発注者は，前項の規定によるほか，必要があると認めるときは，工事中止内容を受注者に通知して，工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

３　発注者は，前２項の規定により工事の施工を一部中止させた場合において，必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し，又は受注者が工事の続行に備え，工事現場を維持し，若しくは労働者，建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし，若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第21条（受注者の請求による工期の延長）

１　受注者は，天候の不良，第２条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責に帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは，その理由を明示した書面により，発注者に工期の延長変更を請求することができる。

２　発注者は，前項の規定による請求があった場合において，必要があると認められるときは，工期を延長しなければならない。この場合において，その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは，発注者は，請負代金額について必要と認められる変更をし，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要と認められる費用を負担しなければならない。

第22条（発注者の請求による工期の短縮等）

１　発注者は，特別の理由により工期を短縮する必要があるときは，工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

２　発注者は，前項の場合において，必要があると認められるときは請負代金額を変更し，又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第23条（工期の変更方法）

１　工期の変更については，発注者と受注者とが協議して定める。ただし，協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には，発注者が定め，受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については，発注者が受注者の意見を聴いて定め，受注者に通知するものとする。ただし，発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては，発注者が工期変更の請求を受けた日，前条の場合にあっては，受注者が工期変更の請求を受けた日）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には，受注者は，協議開始の日を定め，発注者に通知することができる。

第35条（前金払及び中間前金払）

１　受注者は，保証事業会社と，契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第２条第５項に規定する保証契約（以下この条及び次条において「保証契約」という。）を締結し，その保証証書を発注者に寄託して，入札（見積）前に明らかにした前払金の請負代金額に対する割合で計算した額以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

２　受注者は，保証事業会社と，前項の前払金に追加してする前払金（以下「中間前払金」という。）に関し，契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し，その保証証書を発注者に寄託して，請負代金額の10分の２以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。ただし，第38条の規定に基づく部分払を請求した後においては，これを請求することができない。

（次ページに続く）

（続き）

３　発注者は，前２項の規定による請求があったときは，請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
４　受注者は，第２項の中間前払金の支払を請求しようとするときは，あらかじめ，発注者又は発注者の指定する者の認定を受けなければならない。この場合において，発注者又は発注者の指定する者は，受注者から認定の請求があったときは，直ちに認定に係る審査を行い，その結果を受注者に通知しなければならない。
５　受注者は，請負代金額が著しく増額された場合においては，その増額後の請負代金額に第１項の規定による割合で計算した額（第２項の規定により中間前払金の支払を受けているときは同項の規定による割合で計算した額を加算した額）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては，第３項の規定を準用する。
６　受注者は，請負代金額が著しく減額された場合において，受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の５（第３項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の６）を超えるときは，請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし，当該期間内に第38条の規定による支払をしようとするときは，発注者は，その支払額の中からその超過額を控除することができる。
７　受注者は，前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金が増額された場合において，増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは，その超過額を返還しないものとし，増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは，受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の５（第２項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の６）の額を差し引いた額を返還しなければならない。

（次ページに続く）

（続き）

８　前２項の超過額が相当の額に達し，返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは，発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし，請負代金額が減額された日から20日以内に協議が整わない場合には，発注者がこれを定め，受注者に通知する。
９　発注者は，受注者が第６項の期間内に超過額を返還しなかったときは，その未返還額につき，同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について，その日数に応じ，年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

第36条（保証契約の変更）

１　受注者は，前条第５項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には，あらかじめ，保証契約を変更し，変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
２　受注者は，前項に定める場合のほか，請負代金額が減額された場合において，保証契約を変更したときは，変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
３　受注者は，前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には，発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

第48条（受注者の催告によらない解除権）

１　受注者は，次の各号のいずれかに該当するときは，直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が３分の２以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の５（工期の10分の５が６月を超えるときは，６月）を超えたとき。ただし，中止が工事の一部のみの場合は，その一部を除いた他の部分の工事が完了した後３月を経過しても，なおその中止が解除されないとき。

３　設計変更に関する通達・通知等

◆「設計変更の取扱いについて」
（茨城県通知　平成11年11月11日）

◆「公共工事の発注における工事安全対策要綱」
（茨城県通知　平成４年７月20日）

◆「施工条件明示の明示について（通知）」
（茨城県通知　平成14年４月18日）

○設計変更の取扱いについて

［平 成 11 年 11 月 11 日
事務連絡 監理課長 検査指導課長］

設計変更に伴う契約変更が生じた場合，当該変更が茨城県建設工事請負契約書第18条該当か又は第19条該当かで下記のとおりその手続きが異なるので，適正に処理されるよう周知徹底願います。

記

Ⅰ．工事の施工条件の変更など，請負人からの請求等により契約当初と事情が変わり，当初の設計図書のまま工事を続行することが適当でないと判断される場合：**第18条該当**

【必要措置】

1．請負人の通知義務

設計図書と工事現場の不一致の場合など，契約書第18条第１項第１号から第５号（参考：別紙備考欄）に列挙された事実が発見された場合，請負人は，監督員に書面により通知して，発注者による確認を求めなければならない。

2．調査

監督員は，上記１の確認を求められたとき又は自らこれらの事実を発見したときは請負人の立会いの上，直ちに調査を行わなければならない。

3．調査結果の取りまとめ

発注者は，調査結果を取りまとめ，一定期間内に，書面により請負人に通知しなければならない。

4．設計図書の変更又は訂正

第１項各号に掲げる事実が調査結果で確認された場合で必要があると認められるときは，発注者は設計図書の変更又は訂正を行わなければならない。

5．工期又は請負代金額の変更等

設計図書の変更又は訂正が行われた場合，発注者は必要があると認められるときは工期又は請負代金額を変更する。また，発注者は請負人に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担する。

Ⅱ．発注者が，自らの意思で設計図書を変更しなければならない場合：**第19条該当**

【必要措置】

1．設計図書の変更

発注者は，必要があると認めるときは，設計図書の変更内容を請負人に通知して，設計図書を変更することができる。この場合において，発注者は，必要があると認められるときは工期又は請負代金額の変更等を行わなければならない。

Ⅲ．設計変更に伴う契約変更の手続き

設計変更に伴う契約変更の手続きは，その必要が生じた都度遅滞なく行うものとする。

別　紙

設計変更に係る請負契約書条項（第18条，第19条）について

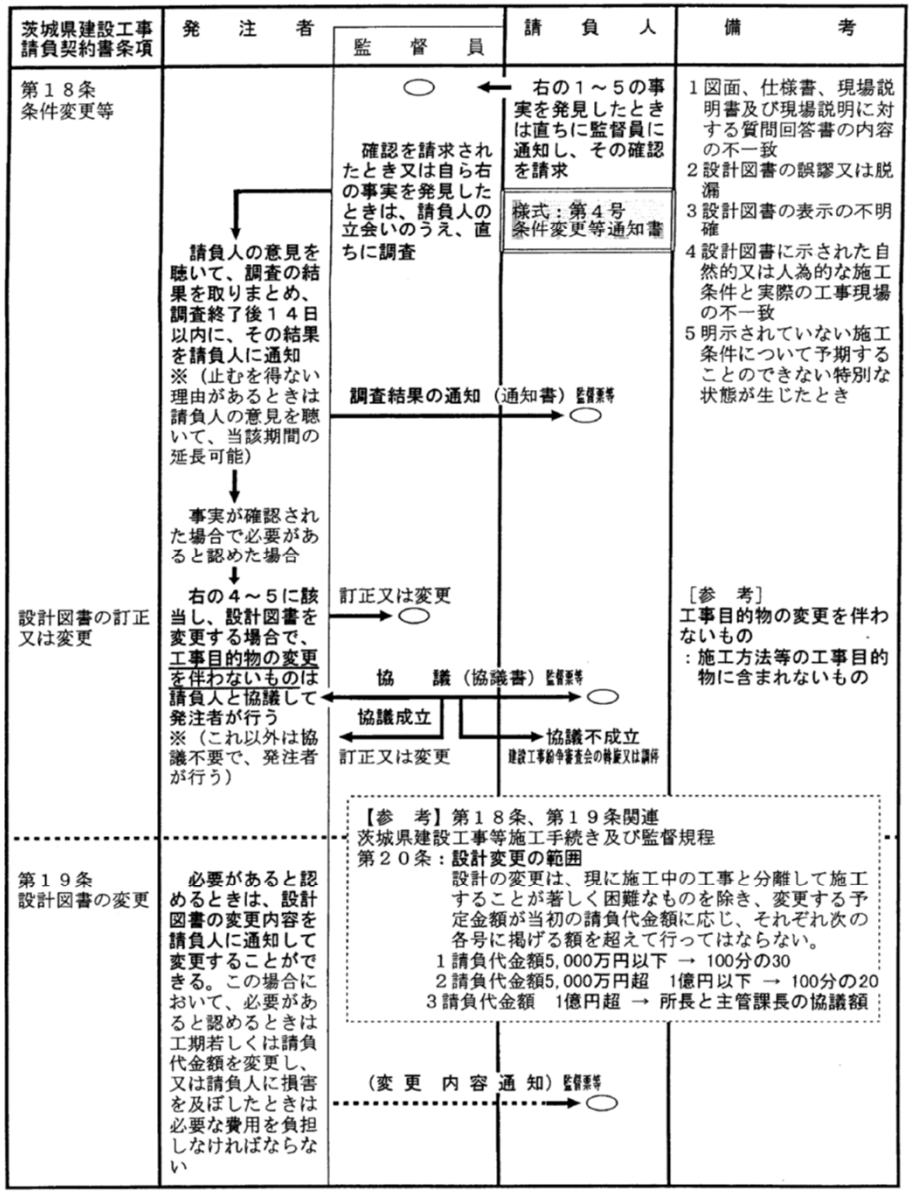

参考資料

1．本文に係る用語の定義は

① 設計図書

：図面，仕様書（金額を記載しない設計書を含む。）のみでなく，現場説明書，現場説明に対する質問回答書を含むもので，基本的には，工事目的物の形状等を指示する技術的事項等を規定するもの。

金抜き設計書

※工事数量総括表

記載された契約数量は，受注者の入札・見積りのための資料ともなり，工事完成時においては発注者が検収すべき施工量となる。また，工事内容に変更が生じた場合などは必要な契約数量も変更するなど，契約上極めて重要な意義を持つ資料の一つ。

※積算設計書

発注者の求める目的物の規格寸法，品質の明確な明示と検収の対象となる数量・単位を含めた項目を明示している。

② 条件変更

：設計図書と工事現場の状態の不一致，設計図書の表示の不明確，設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件の実際との相違及び設計図書で示されていない施工条件について予期し得ない事態の発生した場合等において，請負人から発注者へ通知があったとき又は監督員自ら事実を発見したときは，調査・確認の上，必要があるときに設計図書を変更又は訂正をすること。

③ 設計図書の変更

：条件変更又は発注者の都合により行う図面，仕様書等の変更。

④ 設計変更

：図面又は仕様書等を変更することとなる場合において，契約変更の手続きに至るまでの一連の手続き。

⑤工期，請負代金額の変更

：設計図書の訂正又は変更が行われた場合において，必要があると認められるとき行われるべきもの。

2．第18条に該当する施工条件の具体的内容は

第18条該当

第１項４号：工事現場の形状（掘削する地山の高さ，埋立てるべき水面の深さ等の地表の凹凸等の形状），地質，湧水等の状態（湧水の有無又は量，地下水の水位，立木等の除去すべき物の有無等），施工上の制約（地下埋設物，地下工作物，土取・土捨場，工事用道路，通行道路，工事に関係する法令等）等，設計図書に示された自然的又は人為的な

施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

第１項５号：設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態（**自然的な施工条件の例としては，工事現場の周囲の状況からして特に予想し得なかったもの，例えば一部に軟弱な地盤があるとか転石があるとかなど，人為的な施工条件の例としては予想し得なかった交通規制や埋蔵文化財の発見がされたこと等**）が生じたこと。

３．発注者と請負人の**協議を必要とする**，設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものとは

設計図書の主要部分は，工事材料の品質を含め工事目的物についての規定であり，**施工方法等の工事目的物に含まれない事項**については，自主施工の原則から，基本的には規定されていないので，工事目的物の変更を伴わない設計図書の変更はまれであると思われる。

① 施工方法等とは

：仮設，施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段で建設機械の選択等も含まれる。

② 設計図書による施工方法等の指定例

：発注者が技術上，安全上の必要性等の合理的な理由により指示しなければならない場合で，例えば，河川堤防と同等の機能を有する仮締切りの場合，仮設構造物を一般交通に供する場合，特許工法又は特殊工法を採用する場合等に指定仮設とすることがあげられる。

４．発注者から請負人への通知書，協議書の様式

第18条に規定する発注者からの調査結果の通知及び設計図書を変更する場合の協議については，茨城県建設工事等施工手続及び監督規程様式第39号の監督票・指示（承諾）書及び請負人からの通知，確認請求時の様式第４号「条件変更等通知書」の写しを使用し，その通知事項欄に必要事項等を追記するなどして通知又は協議することで対処する。

５．指定の施工方法又は任意の施工方法に変更がある場合の設計変更の考え方は

① 指定の施工方法とは，３．②の例のように契約条件として位置付けしたもので，これらに変更がある場合は，設計変更を行う。

② 任意の施工方法とは，施工条件として明示されていない建設機械の選択や床掘りにおける人力施工又は機械施工の選択などで，これらに変更があっても，請負人の自由な施工によるものであるので設計変更は行わない。

ただし，２．の第18条該当の当初明示した条件の変更に対応するものは，指定，任意どちらの施工方法でも設計変更を行う。

６．請負人からの通知は口頭でなく書面でなければならないのは

契約の根幹となる事項であることから，書面によって明白な証拠を残しておくことが重要であるため。

７．調査を請負人の立会いの上で実施しなければならないのは

施工条件の変更，工事目的物の変更が行われるか否か，ひいては，工期又は請負代金額の変更等が行われるか否かの基礎となるものであり，請負人としても，重大な利害関係を有することであるため，請負人の立場の保護を図るために，請負人の立会いの上行うこととしている。

ただし，請負人が立会いに応じない場合は，監督員は立合を得ずに調査することができることとしている。

８．調査結果により，設計図書の変更又は訂正を行わなければならない，必要があると認められるときとは

「必要があると認められるとき」とは，発注者の意思によって決められるものではなく，客観的に決められるべきもの。従って，事実が確認されたが軽微であり，当初のままでも支障がない場合等を除き，変更又は訂正を行わなければならない。

９．設計図書の変更又は訂正が行われた場合で，工期又は請負代金額の変更を行わなければならない，必要があると認められるときとは

設計図書の変更が行われても全く工期，請負代金額に影響を及ぼさないといった特殊な場合を除き，工期又は請負代金額の変更が行われなければならない。

10．第19条の「設計図書の変更」の趣旨は

発注者は，工事目的物の目的，構造，仕様等を十分検討した後に設計を行い，請負契約を締結すべきであるが，工事の施工途中においてその意思・判断を変更せざるを得ない事態が生ずることもある。その場合には，第18条に係る工事の施工条件の変更等による場合とは異なり，原契約を根本から変えるような変更は別として，発注者の自由な意思により設計図書の変更を任意に行えることとしている。

11．軽微な設計変更とは

軽微な設計変更に伴うものとは，次に掲げるもの以外のものをいう。

イ 構造，工法，位置，断面等の変更で重要なもの

ロ 新工種（内訳書に新たに追加する工種）に係るもの又は単価（側溝壁厚の変更によるｍ当り単価の変更等）若しくは工事量（単価の変更のない工事量の増減）等の変更が予定されるもので，それぞれの変更見込金額又はこれらの変更見込金額の合計額が茨城県建設工事施工等の手続き及び監督規程第20条各号の範囲を超えるもの。

○公共工事の発注における工事安全対策要綱

〔平 成 4 年 7 月 20 日
検第470号　検査管理課長〕

このことについて，別添のとおり建設大臣官房技術調査室長から通知がありましたので，別紙により工事費の積算等の適正な実施に努められたく通知します。

なお，土木事務所長にあっては，貴管下市町村長に対しても周知願います。

また，工期については，４週８休を考慮した標準工期を設定し，平成４年10月１日から適用していく予定であります。

建設省技調発第165号の２
平 成 4 年 7 月 1 日

都道府県
　土木部長，土木建築部長
　建設局長
政令市
　建設局長，土木局長　　殿
　道路局長，都市整備局長
　検査室長，下水道局長
建設省関係公団
　担当部長

建設大臣官房　技術調査室長

公共工事の発注における工事安全対策要綱

標記について，別紙のとおり各地方建設局等に通知したので，参考までに送付する。

建設省技調発第165号
平成４年７月１日

各地方建設局長
北海道開発局長　　殿
沖縄総合事務局長

建設大臣官房技術審議官

公共工事の発注における工事安全対策要綱

公共工事における施工の安全確保については，従来より，設計，積算，工期設定，施工条件の明示及び設計変更等において配慮してきたところである。また，「建設工事の安全対策（平成４年３月２日付け建設省技調発第54号）」等諸通達により，工事の安全対策の徹底を図ってきたが，今般，第123回国会における労働安全衛生法の改正等に鑑み，今後さらに土木工事の安全対策について一層の充実を図るため，事業の執行にあたり留意すべき事項について下記のとおりとりまとめたので通達する。

記

1　発注にあたっての安全施工への配慮

(1)　熟練労働者の通年確保を図り，施工の安全性の向上に資するため，国庫債務負担行為を活用するなどして，工事の平準化に努めること。
(2)　指名業者の選定にあたっては，工事の安全成績にも留意することとし，工事内容に応じた施工技術力を有する請負業者を選定すること。
(3)　発注の準備は計画的に行い，積算にあたっては必要な工期を確保できるよう配慮すること。用地買収等の遅れにより年度内の完成が不可能となる恐れがある場合は，適切に翌債の手続をとること。また，工事中に施工条件の変化等により，工期が年度末を越える恐れがある場合は，適切に繰越の手続をとること。

2　設計段階における安全施工への配慮

(1)　建設工事は，通常屋外で実施されるため，気候，地形，地質等の自然的条件に大きく左右されるほか，騒音，振動等に対する社会的条件の配慮から施工方法，施工時間等が制約を受けやすい。これらの要因によって，工事現場ごとに仮設工，施工方法が異なることから，現場の施工条件を十分調査すること。
(2)　工事の施工方法は，工事目的物及び仮設物等により大きく左右されることが多いため，設計段階において施工の安全性に配慮した施工方法を検討すること。
(3)　工事の安全確保を図るため，詳細設計時に施工に係る項目に関して，その内容を十分に精査すること。特に安全な施工に配慮が必要な工事については，設計時における設計審査制度を活用して内容の充実を図ること。この場合，必要に応じて経験豊富な技術者等の助言を受けて，審査内容の充実を図ること。
(4)　積算の前段となる施工計画の策定にあたっては，関係法令，各種技術指針及び要綱等に基づいて実施すること。
　また，安全性に配慮した施工計画を立案するためには，特に以下の点に留意すること。
イ　施工方法
　現場状況，周辺地域の状況など，現場条件に適した施工方法，建設機械を選定すること。この場合，安全確保，公害防止等に十分留意すること。
ロ　仮設計画
　仮設道路，仮締切，土留工，機械設備等の仮設の計画に際しては，現地の施工条件，施工方法等に応じた適切なものとすること。特に，施工中の安全性は，仮設の適否に左右されることが多いため，現場条件にふさわしい仮設計画となるよう十分に配慮すること。

3　適性な積算の実施

(1)　工事の安全かつ円滑な施工を確保するためには，発注者の行う積算において必要な経費が計上されていることが不可欠である。安全を確保するための経費は直接工事費，共通仮設費の安全費，仮設費及び現場管理費に含まれるので，これらの各費用について，適切に計上すること。
(2)　積み上げ計上を行うものは，現場の施工条件を考慮しつつ，必要な事項を特記仕様書等に条件明示を行い，必要な経費を適切に計上するよう十分に注意を払うこと。
　特に，直接工事費に計上する足場工，支保工等は，作業条件に密接に関係することから，適切な計上に一層努めること。なお，共通仮設費のうち交通整理員，機械の誘導員等人員の配置に要する費用は，個別に計上する方式となっており，共通仮設費率には含まれていないので十分留意すること。
(3)　積み上げ計上を行う際には，歩掛り，機械損料，労務単価等について最新の基準等を用いるとともに，価格については，市場の需給情勢に応じて月毎等の短い期間に価格が変動する場合があることを考慮し，発注時の実勢価格が十分反映されたものとすること。

4　適切な工期の設定

(1)　適正に工期を設定するため，工事の内容，現場の施工条件等に応じた作業日数及び準備・後片付けに要する日数を算定するとともに，建設労働者の健康保持，災害防止の観点から，休日日数及び降雨

時による作業不能日数を加え設定すること。同種の内容・同規模の工事であっても施工条件，施工時期等によって必要な工期が異なることに注意すること。

(2) 工期を設定する際には，休日日数として，日曜・祝祭日，夏期休暇及び年末・年始休暇のほか，平成４年度よりは，作業期間内の全土曜日を見込むこととしたところであるので注意すること。また，降水（降雨・降雪）等による作業不能日数についても，特記仕様書等に明示すること。

(3) 発注に際しては，建設労働者の確保，建設資材の需要の動向等に配慮し，事前に計画的に準備を行うための期間として４か月を越えない範囲内で余裕期間を適切に見込むこと。特に，需要が逼迫している資材を使用する場合等においては，この制度の積極的な活用を図ること。

(4) 工事契約後に，他の関係機関との協議，地元との協議等に時間を要し，工事着手が遅れる恐れのある場合は，協議の成立見込み時期等を施工条件として明示するとともに，これらの条件に変更があり必要があると認められる時は，設計変更により工期を変更すること。

5　適正な仮設工及び施工方法の選定

(1) 工事の発注にあたって，次に示すような施工条件の仮設工については，設計図書において指定仮設とすること。

イ　河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合

ロ　仮設構造物を一般交通に供する場合

ハ　特許工法又は特殊工法を採用する場合

ニ　関係官公署等との協議等により制約条件のある場合

ホ　その他，第三者に特に配慮する必要がある場合

(2) 仮設工，施工方法を指定する場合には，事前に現地の調査を十分に行い，設計審査制度，経験豊富な技術者等の助言を活用するなどして指定内容を十分検討し，関係法令，関係技術基準・指針等に沿った施工の安全性に配慮した適切な内容とすること。

6　設計図書における施工条件の明示

(1) 工事の発注にあたっては，事前に現場の施工条件を十分調査し，その内容を積算に反映させるとともに，必要な事項を設計図書に明示すること。

(2) 施工の安全性に配慮し，次に示す場合に関しては，施工条件の明示を行うよう留意すること。

イ　現場交通を確保しながらの施工，または，工事現場に交通整理員等を配置する必要がある場合

ロ　供用中の道路上の工事において，道路交通に対する安全確保の観点から関係機関と協議の上，通行規制を行う必要がある場合

ハ　工事現場に地下埋設物がある場合や鉄道，送電線等に近接して施工する場合で，工法，作業時間，安全対策措置等について管理者と協議する必要がある場合

ニ　土砂や岩の掘削，工事の振動等による落石，雪崩，土砂崩落等に備えて，防護施設を設置する必要がある場合

ホ　その他，工事施工の安全確保のため特に施工条件の明示が必要な場合

(3) 施工条件明示の方法としては，図面，特記仕様書等に明記すること。

7　施工条件の変化への適切な対応

(1) 施工途中において予期せざる事態が発生した場合には，工事請負契約書の約定に基づき適切に設計変更を行うものとする。なお，安全施工に関する注意事項として，下記の事項について現場説明において入札参加者に徹底すること。

イ　気象状況等に関して常時十分な注意を払うこと。

ロ　作業時に危険を予知した場合等においては，ただちに作業を中止し，作業員を安全な場所に退避させること。

ハ　異常箇所の点検・原因の調査等は，二次災害防止のための応急措置を行った後，十分注意して行うこと。

(2) 施工途中において予期せざる事態が発生し，必要が認められる場合においては，速やかに工事一時中止の措置を講じること。また，工事の一時中止を行った場合は，工期及び費用について適切に処置すること。

8　請負業者の施工体制及び作業員の安全訓練の充実への配慮

(1) 土木工事の実施に際し，施工の安全確保を図るためには，現場における安全管理の向上を図ることが重要である。このことから，特に公衆災害の防止対策が必要な工事等については，請負業者に対して，施工体制台帳の整備等を図ることにより，安全施工体制の充実を指導すること。

(2) 作業の安全確保を図るためには，直接作業に携わる作業員が安全に対する理解を深めることが重要であるため，請負業者に対して，個々の工事現場の作業内容に応じた安全・訓練活動をとおして作業員の安全意識の高揚を図ることを指導すること。

(3) 積算基準においては，労働安全衛生法等に基づく安全活動の実施とともに，個々の工事において工事着手後，原則として作業員全員の参加により月当り半日以上の時間を割当てて，定期的に安全に関する研修・訓練等の実施に必要な経費を見込んでいるので，適正に実施されるよう請負業者を指導すること。

(4) (3)の安全に関する研修・訓練等としては下記の項目が考えられるので，この点を十分考慮し，適切に請負業者を指導すること。

イ　安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育

ロ　工事内容等の周知徹底

ハ　土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
ニ　工事における災害対策訓練
ホ　工事現場で予想される事故対策
ヘ　その他，安全に関する訓練等として必要な事項

(5)　訓練等の実施状況については，ビデオ等又は工事情報（工事月報）等により，適切に実施されたかを確認すること。

9　建設現場の作業環境の改善への配慮

現場において，作業員の安全な作業実施に資するため，作業員が健康な身体と精神を保持できるよう現場事務所，作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に配慮する。このことから，工事の発注にあたっては，工事内容に応じて作業環境への措置を特記仕様書等において明示するとともに，そのための経費を積算に計上すること。

10　建設現場における連絡体制の充実

(1)　工事を複数の工区に分けて発注する場合は，工事目的物及び仮設物等の機能に影響を及ぼさず，かつ施工上工区間の相互に関係する部分が少なく，工程等の調整が容易に行えるように配慮した工区とすること。

(2)　複数の工事が相互に関連する建設現場において，各工事を安全かつ円滑に実施するため，発注者と請負業者，及び請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整の体制を整備すること。

(3)　連絡調整の体制を整備する対象工事は，次の工事とする。
イ　事業間の調整（河川と道路等）を必要とする工事
ロ　複数の請負業者が同一地域で工事を行う場合
ハ　土木工事と機械設備工事等，同時施工となる場合
ニ　その他仮設道路等を共有する等の工程調整を必要とする工事

11　工事の安全対策に向けた活動の実施

(1)　工事において発生した事故について，事故に至るメカニズム，原因を技術的に調査，分析し，必要な措置を講じることにより，類似工事における事故の再発を防止するため，事故調査に関する組織の整備を図ること。さらに，これらの調査・分析結果のデータベース化を図り，これをもとに工事の設計，積算，施工方法に係る安全対策の充実を図ること。

(2)　安全施工のための各種施工要領等の策定など一層の充実を図り，毎年施工技術等の変遷に対応するための見直しが必要かどうかの検討を行うこと。

(3)　安全施工技術の開発とその普及促進を図るため，新技術開発に努めること。また，民間などにおいて開発された新技術を容易に事業に反映できるよう，技術活用パイロット事業等の制度を積極的に活用すること。

(4)　工事の安全に関する意識の向上を図るため，労働省等関係官庁，施工業者等との間で安全協議会，安全パトロール等の安全施工に関する活動を実施すること。安全活動を効果的に進めるため外部の組織の活用を図ること。また，この際には労働災害防止関係団体などの活用も考慮すること。

(5)　工事に対する地域住民の理解と協力が得られるよう，説明会の開催などの広報活動を積極的に推進すること。

○施工条件の明示について（通知）

［平成14年4月18日
検第189号　検査指導課長］

このことについては，発注者と受注者の責任範囲を明確にする観点から，平成3年5月29日付け，検第326号「施工条件の明示について（通知）」により運用しているところですが，その内容について下記のとおり改正したので通知します。

なお，平成3年5月29日付け，検第326号「施工条件の明示について（通知）」は，廃止する。

また，土木事務（業）所長にあっては，貴管内市町村へ周知願います。

記

1　目的

「対象工事」を施行するにあたり，制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって，工事の円滑な執行に資することを目的とする。

2　対象工事

平成14年5月1日以降に発注する土木工事。

3　明示項目及び明示事項

別紙「明示項目及び明示事項（案）」のとおり改正する。

4　明示方法

施工条件は，契約条件となるものであることから，設計図書の中で明示するものとする。また，明示された条件に変更が生じた場合は，契約書の関連する条項に基づき，適切に対応するものとする。

5　その他

本通知の運用にあたっては，次の事項に留意すること。

(1)　明示されない施工条件，明示事項が不明確な施工条件については，契約書の関連する条項に基づき甲，乙協議できるものであること。

(2)　施工条件の明示は，工事規模，内容に応じて適切に対応すること。

なお，施行方法，機械施設等の仮設については，施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

別紙　　明示項目及び明示事項（案）

明示項目	明　示　事　項
工程関係	1．他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2．施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3．当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4．関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5．余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6．工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7．設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用地関係	1．工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2．工事用地等の使用終了後における復旧内容 3．工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4．施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公害関係	1．工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2．水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3．湧水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4．工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	1．交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2．鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3．落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容

明示項目	明　示　事　項
安全対策関係	4．交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5．有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工事用道路関係	1．一般道路を搬入路として使用する場合 (1)　工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2)　搬入路の使用中及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2．仮道路を設置する場合 (1)　仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間 (2)　仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3)　仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮設備関係	1．仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2．仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3．仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建設副産物物関係	1．建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件 2．建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3．建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工事支障物件等	1．地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2．地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	1．薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2．周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
その他	1．工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2．工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等

明示項目	明　示　事　項
その他	3．支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4．関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5．架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6．工事用電力等を指定する場合は、その内容 7．新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8．部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9．給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等

国官技第369号の２
平成14年３月28日

茨城県　土木課長殿

国土交通省大臣官房技術調査課長

条件明示について

標記について，別紙のとおり各地方整備局企画部長あて通知したので，参考までに送付します。

（別紙）

国官技　第　369号
平成14年３月28日

各地方整備局企画部長
北海道開発局事業振興部長　あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

条件明示について

国土交通省直轄の土木工事を請負施工に付する場合における工事の設計図書に明示すべき施工条件について，「建設省技調発第24号」（平成３年１月25日付け）に補足追加し，明示項目及び明示事項（案）をとりまとめたので参考にされたく通知する。

なお，「条件明示について」（平成３年１月25日）建設省技調発第24号は廃止する。

記

１．目　的

「対象工事」を施工するにあたって，制約を受ける当該工事に関する施工条件を設計図書に明示することによって，工事の円滑な執行に資することを目的とする。

２．対象工事

平成14年４月１日以降に入札する国土交通省直轄の土木工事とする。

３．明示項目及び明示事項（案）

別　紙

４．明示方法

施工条件は，契約条件となるものであることから，設計図書の中で明示するものとする。また，明示された条件に変更が生じた場合は，契約書の関連する条項に基づき，適切に対応するものとする。

５．その他

(1)　明示されない施工条件，明示事項が不明確な施工条件についても，契約書の関連する条項に基づき甲・乙協議できるものであること。

(2)　現場説明時の質問回答のうち，施工条件に関するものは，質問回答書により，文書化すること。

(3)　施工条件の明示は，工事規模，内容に応じて適切に対応すること。なお，施工方法，機械施設等の仮設については，施工者の創意工夫を損なわないよう表現上留意すること。

建設工事請負契約書第９条，第18条
建設工事等監督要領第15条，第24条
工事打合せ簿　様式

様式-9

工 事 打 合 せ 簿

発議者	□発注者　□受注者	発議年月日	年　月　日
発議事項	□指示　□協議　□通知　□承諾　□報告　□提出 □その他　（　　）		
工事名			
（内容） 添付図　　葉，その他添付図書			
処理・回答　発注者	上記について　□指示　□承諾　□協議　□提出　□受理　します。 □その他　〔　　〕 年月日：		
処理・回答　受注者	上記について　□承諾　□協議　□提出　□報告　□受理　します。 □その他　〔　　〕 年月日：		

課　長	補　佐	係　長	監督員

現　場 代理人	主　任 （監　理） 技術者